

株式会社P r o j e c t A S

# YAMATO MOBILE 契約約款

2020年3月16日版

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (約款の適用)

株式会社 P r o j e c t A S (以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づき、この YAMATO MOBILE 契約約款(別紙を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、これにより YAMATO MOBILE (以下「本サービス」といいます。)を提供します。当社が当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関する各種ルール、重要事項説明書等(以下「関連ルール」といいます。)は、本約款の一部を構成するものとします。なお、関連ルールと本約款の規定が異なる場合は、本約款の規定が優先して適用されるものとします。本サービスの利用申込みを行い、本サービスの提供を受ける為には、本約款の内容に同意頂くことが条件です。本約款に同意しない場合は、本サービスを利用しないでください。

### 第 2 条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。約款変更後も本サービスを利用することで、本約款に同意したものとみなします。

### 第 3 条 (約款の提示)

当社は、約款の変更があった場合には、その旨の告知を含め、最新の本約款を当社の指定するホームページに掲示します。

### 第 4 条 (定義)

本約款における以下の用語の意味を明確化します。

#### (1) 電気通信設備

電気通信を行うための株式会社 N T T ドコモ(以下「DM」といいます。)又はソフトバンクモバイル株式会社(以下、「SBM」といいます。)の機械、器具、線路その他の電氣的設備

#### (2) 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

#### (3) YAMATO MOBILE

DM 又は SBM の「ソフトバンクモバイル (E) データ通信サービス契約約款」ならびに「3G 通信サービス契約約款」「4G 通信サービス契約約款」に基づき提供する回線を当社が借り受け、当社が電気通信事業者としてお客様へ提供する電気通信サービス(なお、本約款においてはこのサービスを「本サービス」といいます。)

(SBM 約款：<http://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/>)

#### (4) 本サービス取扱所

本サービスに関する業務を行う当社の事業所

#### (5) 本サービス利用契約 (以下「本契約」といいます。)

当社から本サービスの提供を受けるための契約。本契約には、本約款が適用されます。

#### (6) 契約者

当社と本契約を締結している方

#### (7) 契約申込者

当社に本契約の申込みを行なう方、または、行った方で、まだ、当社による承諾を得ていない方

#### (8) 移動無線装置

本契約に基づいて、陸上(河川、湖沼及び日本国の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ及び無線送受信装置

#### (9) 無線基地局設備

移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための SBM の電気通信設備

#### (10) 契約者回線

本契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線

#### (11) データ通信

電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信(本約款においてはパケット通信ともいう)

#### (12) SIM カード

契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの

#### (13) データ SIM

当社が契約者に貸与する SIM カードのうち、データ通信に限り利用できる SIM カード

(14) 協定事業者

本サービスを提供するために、当社が別に指定する協定事業者、特定協定事業者または指定協定事業者のこと

(15) 端末設備

契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの

(16) 自営電気通信設備

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

(17) 自営端末設備等

自営端末設備及び自営電気通信設備

(18) 技術基準等

端末設備等規則（昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号）で定める技術基準及び当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件

(19) 契約者識別番号

電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ

(20) 消費税相当額

消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第八号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(21) 各クレジットカード会社

本サービスに係る料金債権を当社が債権譲渡する会社で、契約者が本サービス料金の支払いに、利用する会社（

ユニバーサルサービス料

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された負担金の額に基づいて、当社が定める料金

(22) アクセスポイント/APN

特定携帯電話事業者が設置する電気通信設備のひとつで、契約者がデータ通信を実施するにあたり使用する端末機器から電気通信設備への接続先

## 第2章 本サービスの種類

### 第5条（本サービスの種類）

当社より本サービスの提供を受けるには、当社と本契約を締結する必要があります。

2 本サービスの種類は別紙に記載するものとします。

サービスの種類：YAMATO MOBILEサービス
内容：当社が無線基地局設備と契約申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着することにより、当社が指定する方式により伝送交換を行うためのものに限ります）との間に電気通信回線を設定して、データ通信を行うサービス

## 第3章 契約

### 第6条（契約の単位）

本契約の単位は、1のサービスの申込みごとに1の契約を必要とします。

### 第7条（契約申込みの方法）

契約申込者は、当社所定の契約申込書式、及び当社が契約申込書または契約申込書式の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを本サービス取扱所へ送信等することで、本契約申込みを行います。

2 契約申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかの場合には、契約の申込みにあたり法定代理人、保佐人もしくは補助人（以下、「法定代理人等」といいます。）の代理または同意を要し、法定代理人等は、本約款に定める契約申込者の義務につき、契約申込者と連帯して保証するものとします。

## 第8条 (契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みに対し、審査を行います。そして、当社が、契約申込を承諾する場合には、契約申込者に対し、別紙料金表に定めるとおり、本契約申込時にお支払いいただく契約金や契約事務手数料等のお支払金額とお支払方法について、通知します。

2 当社は、本条1項の規定にかかわらず、以下の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込者が実在しないこと、または、本人でないこと。
- (2) 過去または現在において、本約款の違反等により、利用停止もしくは申込みの不承諾を受けたことがあること。
- (3) 第7条(契約申込みの方法)に基づき申込みされた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (4) 当社が提出を求める書類を提出しない等、第7条(契約申込みの方法)に定める方法に従わないとき。
- (5) 契約申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと。
- (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (7) 契約申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (8) 第55条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (9) 契約申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (10) 契約申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- (11) 契約申込者が指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
- (12) 契約申込者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)第10条の規定に違反して通話可能端末設備等(携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。)を貸与したものと当社が認めたとき。
- (13) その他、当社の審査基準に適合しないとき。

3 当社は、前項の規定により、契約の申込みを承諾しないときは、当社所定の方法により通知を行いますが、その理由については開示する義務を負わないものとします。

## 第9条 (提供開始日及び契約期間)

本当社において、前条により当社が通知した、契約申込者からお支払いいただく契約金や契約事務手数料等の入金を確認できましたら、当社のお入金確認日から5営業日後を目安に商品を発送し、発送日から3日後を本サービス提供開始日とします。本サービス提供開始日を契約開始日とします。

2 本契約期間は、本サービスの提供開始月の翌月を1か月として、2年(24か月)までとし、契約期間満了日の属する月の翌月の初日から末日までを契約更新期間とします。契約更新期間中に契約者から契約解除の通知が行われない場合は、契約期間満了日から起算して2年間、別紙料金表に規定する契約の更新がされるものとし、以降も同様とします。

## 第10条 (本サービスの種類の変更)

本サービスの種類変更は、変更前の契約を解除し、新たに契約の申込みを行いません。第11条 (契約者識別番号)

本サービスの契約者識別番号は、1の契約者ごとに当社が定めます。

2 技術上及び業務上やむを得ない理由がある場合は、契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する必要がある場合は、あらかじめ、当社より、所定の方法で通知します。

## 第12条 (本人確認)

当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)の規定に基づき、契約者に対して、契約者確認(同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。この場合においては、契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じる必要があります。

### 第13条 (利用の一時中断)

契約者は、本サービスを一時中断することができます。

2 当社は、契約者から前項の請求があった場合は、本サービスの一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

### 第14条 (変更の届出手続き)

契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレスまたは請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きにて、本契約事務を行う本サービス取扱所に、届けるものとします。

2 前項の届出に際し、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者が、前2項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意します。

4 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 第3項、第4項及びその他の事項においても、契約者が、第1項及び第2項の手続きを怠ったことにより、契約者または第三者が被った不利益については、当社は一切その責任を負いません。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

### 第15条 (譲渡及び貸与の禁止)

本契約は契約者本人のみ有効であり、契約者としての地位または利用権（契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡または貸与することはできません。

### 第16条 (契約者の地位の承継)

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、本サービスの契約事務を行う本サービス取扱所に届けるものとします。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同じとします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 第1項の届出が遅延した場合には、第14条（変更の届出手続き）第3項から第6項の規定を準用します。

### 第17条 (契約者による8日間キャンセル及び契約の解除)

本サービス提供開始日または契約書面受領日のいずれか遅い方から当該日を含む8日間、以下の条件により、本契約のキャンセルが可能です。なお、御申告内容によってはキャンセルをお受けしない場合があります。

(1) ご利用になった料金(キャンセルまでの基本利用料等)及び当社既定の事務手数料等はお支払い頂きます。

(2) 月額定額料設定されている料金(基本使用料・オプションサービス料・パケット定額料等)は、解約日当日までの日割り分を、従量料金(通話料・通信料・追加データ料金・コンテンツ料金)は全額お支払頂きます。2 SIMカードの不良の場合は、現品を送付頂くことにより、無償で良品と交換します。なお、御申告内容によっては無償での交換をお受けしない場合があります。

3 前2項の他、契約申込み後の撤回、過去に戻っての解除(クーリングオフ)及び返品はできません。

4 契約者が、本契約を(未来に向かって)解除しようとする場合は、当社所定の方法により、本サービス取扱所に通知する必要があります。

### 第18条 (当社による契約の解除)

当社は、第35条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、本契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第35条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本契約を解除することができます。

3 当社は、契約者が第55条(契約者の義務)第1項第4号のいずれかの行為を行った場合、とくに当該行為の

解消にかかる催告を要せず、直ちに、本契約を解除することができます。

4 当社は、契約者に対し第 56 条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めたときは、何らの催告を要せず、直ちに、本契約を解除することができます。

5 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、何らの催告無く本契約を解除することができます。

（1）契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。

（2）契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。

（3）契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。

（4）契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。

（5）契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

（6）契約者が、月額利用料の支払いを 2 ヶ月滞納した場合（ただし、当社は、契約申込者が契約申込月の日割り計算分の支払いを滞納した場合には、1 ヶ月分の滞納として取り扱うものとする。また、当社は、本号により本契約を解除する場合、本契約申込時に、契約申込者から支払いを受けた月額利用料 2 ヶ月分を滞納分に補填するものとし、本契約申込時に契約申込者から支払いを受けた月額利用料 2 ヶ月分と滞納分に差額がある場合でも、当社は差額を返金しないものとする。）。

（7）契約者が、SIM カード及び SIM カードを挿入した端末等を、犯罪又は犯罪的行為に使用したと当社が認める場合、または、犯罪又は犯罪的行為につながることに供したと当社が認める場合。

#### 第 19 条（その他の提供条件）

本サービスに関するその他の提供条件については、別紙に定めるところによります。

#### 第 20 条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

#### 第 21 条（本サービスの技術仕様等の変更等）

当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する SIM カードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去に要する費用について負担しないものとします。

#### 第 22 条（本サービスの変更等）

当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。ただし、契約者によって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。

2 当社は事前に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休廃止できるものとします。

#### 第 23 条（本サービスの解除について）

契約者は、当社が定める手続きに従い本サービスの利用を解除することができるものとします。

2 前項に定める本サービス利用の解除手続きは、当社営業時間内に電話等にて受付とし、解除月の月末から 5 営業日前締め切りとします

## 第 4 章 SIM カード

#### 第 24 条（SIM カードについて）

当社は、契約者に対し SIM カード（以下「本 SIM カード」といいます）を貸与します。この場合、貸与する本 SIM カードの数は、1 の契約につき 1 つとします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、当社が貸与する本 SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

3 本 SIM カードは、携帯電話事業者が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。

4 契約者は、本 SIM カードの契約者以外の第三者への利用許諾や、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとし、

5 契約者による本 SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとし、

6 契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、

7 契約者の責めに帰すべからざる事由により本 SIM カードが故障した場合に限り、当社は自らの責任において本 SIM カードの交換（種別の異なる SIM カードの交換はできないものとし、以下同じとします。）をする義務を負うものとし、

8 契約者は、本 SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとし、

9 契約者は、本 SIM カードに、当社、携帯電話事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとし、契約者の責めに帰すべき事由により本 SIM カードが故障した場合は、交換の費用は契約者の負担とし、

10 契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとし、

11 契約者が、本 SIM カード以外の SIM カードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社及び携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本 SIM カード以外の SIM カードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者及び第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとし、

12 契約者は、本サービスに関する本契約終了後、当社が定める期日までに本 SIM カードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合、または破損した場合、別紙料金表（契約解除料）に規定する未返却損害金を当社に支払うものとし、

#### 第 25 条 (SIM カードの返還)

契約者は、次の場合、当社所定の方法により本 SIM カードを本サービス取扱所へ速やかに返還するものとし、

(1) 本 SIM カードの貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。

(2) その他、本 SIM カードを利用しなくなったとき。

2 前項において、契約者が本 SIM カードを返還しなかったときは、前項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとし、

3 契約者は、第 24 条 (SIM カードについて) 第 2 項の規定により、当社が本 SIM カードの変更を行った場合、変更前の本 SIM カードを速やかに返還するものとし、

#### 第 26 条 (SIM カードの管理責任)

契約者は、本 SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、

2 契約者は、本 SIM カードが盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出なければなりません。

3 当社は、第三者が本 SIM カードを利用した場合であっても、本 SIM カードの貸与を受けている契約者が利用したもののみならず取扱います。

4 当社は、本 SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、一切の責任を負いません。

## 第 5 章 通信

第 27 条 (インターネット接続サービスの利用及び通信の種類) 契約者が利用できる、通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信

2 契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。）を利用することができます。

3 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとし

ます。

#### 第 28 条（通信の条件）

当社は、通信を利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 SBM は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設または減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 本サービスに係る通信は、当社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、当社は伝送速度を保証するものではありません。

4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 契約者は、1 の料金契約において、同時に 2 以上の移動無線装置に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 29 条（通信利用の制限等）

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名

- ・ 気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関
- ・ 秩序の維持に直接関係がある機関
- ・ 防衛に直接関係がある機関
- ・ 海上の保安に直接関係がある機関
- ・ 輸送の確保に直接関係がある機関
- ・ 通信役務の提供に直接関係がある機関
- ・ 電力の供給に直接関係がある機関
- ・ 水道の供給に直接関係がある機関
- ・ ガスの供給に直接関係がある機関
- ・ 選挙管理機関
- ・ 別紙の基準に該当する新聞社等の機関
- ・ 預貯金業務を行う金融機関
- ・ その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

#### 第 30 条（特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置）

前条の規定による場合のほか、当社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

（1）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

（2）契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（3）電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社の本サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたとき当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

（4）契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

（5）パケット通信について、1 つの端末機器における 1 料金月における総情報量が別紙料金表既定のバイト数を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その端末機器への通信の帯



域を制限すること。

(6) 事由の如何を問わず SBM から連絡があった場合、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること、または、その通信を切断すること。

2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他本サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

#### 第 31 条 (法令違反等の利用を制限する措置)

当社は、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断して、電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

#### 第 32 条 (児童ポルノの流通防止の為利用を制限する措置)

当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

#### 第 33 条 (情報の削除または閲覧できない状態の措置)

当社及び SBM は、契約者が、第 30 条または第 31 条に該当する場合、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

## 第 6 章 利用中止及び利用停止

#### 第 34 条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守及び工事上やむを得ないとき。

(2) 第 29 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 35 条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、この条において同じとします。)

(2) 本契約の申込時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 第 55 条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。

(5) 第 14 条(変更の届出手続き)の定め違反したとき、もしくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、契約者への通知を要しないものとします。

## 第 7 章 料金等

#### 第 36 条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、オプション利用料、契約解除料、ユニバーサルサービス料及び手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。

#### 第 37 条 (基本利用料の支払義務)

契約者は、本サービスの提供開始日から起算して本契約の解除があった日までの期間(本サービスの提供開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。)について、別紙料金表に規定する基本利用料の支払を行う義務を負います。

2 前項の期間において、利用の一時中断及び利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料及び一時金(以下、総じて「利用料金」といいます。)に係るものの支払は、以下によ

ります。

(1) 第 13 条 (利用の一時中断) の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 第 35 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払いを要します。

(支払を要しない料金)

契約者の責めによらない理由により本サービスを全く利用することができない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。左記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3 当社は、前項第 3 号で規定する支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。本条の規定にかかわらず、別紙料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。契約者は、契約更新期間以外の日に契約の解除があった場合、別紙料金表第 4 (契約解除料) に規定する料金の支払いを要します。

### 第 39 条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

契約者は、別紙料金表に規定する料金の支払いを要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

### 第 40 条 (手続きに関する一時金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合、別紙料金表に規定する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前に本契約の解除もしくはその請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、契約者より、既にその料金が支払われている場合は、当社は、その料金を返還します。

### 第 41 条 (料金の計算方法)

料金の計算方法及び支払方法は、別紙料金表に規定するものとします。

### 第 42 条 (料金等の支払い)

契約者は、本サービスの料金等の支払いについて、当社が別途定める支払方法、時期その他諸条件にしたがって、料金等を支払うものとします。

(1) 契約者と、各クレジットカード会社または決済代行業者との間で料金等の支払いを巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は、当該紛争に関連して契約者または第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。

2 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

3 当社は、本サービスの料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、当社指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、契約者は、第 1 項の規定により指定した支払方法ではなく、当社指定口座への振り込みをしなければなりません。

(1) クレジットカード決済に係る手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

(2) クレジットカード会社または金融機関等により契約者の指定したクレジットカードまたは支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。

4 契約者は、クレジットカード支払いの場合の料金等の債権について、当社が、各クレジット会社に譲渡することを承諾するものとします。

5 前項の譲渡に関して、契約者は、あらかじめ次の各号について同意するものとします。

(1) 契約者に係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各クレジット会社に提供すること。

(2) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社から当社へその旨の通知を受けること。

6 前項の場合において、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### 第 43 条（割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払う義務を負います。

#### 第 44 条（債権の買い戻し）

当社は、第 42 条第 4 項の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部または一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### 第 45 条（料金等の請求）

当社及び料金回収会社は、第 54 条（請求書の発行）に規定する場合その他当社または料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

#### 第 46 条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただく場合があります。

#### 第 47 条（消費税相当額の加算）

本約款により支払いを要する額は、別紙料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、別紙料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。別紙料金表に記載の消費税込み利用料金はすべて消費税率を 10% として消費税額を計算しておりますが、請求は利用時に有効な消費税率により計算した消費税額により請求されます。

#### 第 48 条（期限の利益喪失）

次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者がその負担すべき債務の全部または一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) 契約者について破産、会社更生手続開始または民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) 契約者に係る手形または小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき、または仮差押え、仮処分もしくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) 契約者の所在が不明であるとき。
- (6) 契約者が預託金を預け入れないとき。
- (7) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行う本サービス取扱所に通知しなければなりません。

3 契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、当社は本約款に基づく料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、並びに、契約者に係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各回収代行会社に提供すること、につきあらかじめ同意するものとします。

#### 第 49 条（遅延損害金）

契約者が、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を遅延損害金として請求できるものとします。

#### 第 50 条（債権の譲渡）

当社は、本約款の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、当

社が第三者に譲渡することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

#### 第 51 条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者が負担しなければなりません。

## 第 8 章 料金の減額

#### 第 52 条（責任の制限）

当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が行われなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る以下の料金の合計額に限り減額請求に応じます。

・別紙料金表に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、別紙料金表の規定に準じます。

4 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

#### 第 53 条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことにより損害を与えた場合、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害賠償責任を負いません。

2 当社は、本約款等の変更により、契約者が自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担し得ません。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなければならないときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

4 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は当該契約者に現実に発生した通信損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。

## 第 9 章 紙面について

#### 第 54 条（請求書の発行）

通常の利用に関する紙面による領収書の発行はしません。ただし、本契約時にかかる手数料など、別途当社が定めた規定により、発行可能な場合があります。

## 第 10 章 雑則

#### 第 55 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第 56 条（契約者の義務）

契約者は、以下のことを遵守しなければなりません。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営端末設備等（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または、端末設備もしくは自営端末設備等の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備もしくは自営端末設備等または SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。

(4) 他人の著作権その他法令に違反する行為、犯罪行為、公序良俗に反する行為、または別紙にて規定する禁止事項に抵触する行為を直接的または間接的を問わず自ら行わないこと、及び他者が行うことをほう助しないこと。

(5) ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うこと。

(6) 第 15 条（譲渡及び貸与の禁止）で規定の通り、本サービスを、契約者以外の者に譲渡、再販売もしくは貸与しないこと、及び、故意または過失を問わず他人に利用されないように注意すること（本サービスを通じて提供した本 SIM 『カードによる通信は、すべて当該契約者が利用したものであるとみなします』）。

(7) 本 SIM カードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去しないこと。

(8) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為は行わないこと。

(9) DM 又は SBM の利用規則の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うこと。

(10) 本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）は、契約者が自己の費用と責任において、導入、維持、管理すること。

(11) 本約款により提供を受ける契約者回線について、自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話または PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供しないこと。

(12) 本サービスを契約者自らまたは第三者のサービスと誤認させるような行為の他、消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為をしないこと。

(13) 前 12 号の他、本約款の他の条項で定める規定を守ること。

#### 第 57 条（是正措置）

当社は、契約者が第 56 条のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

#### 第 58 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、本契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、本契約の履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### 第 59 条（通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

#### 第 60 条（個人情報等の取扱い）

当社の定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき、ご本人様確認、契約の締結・履行・解除、料金・サービス提供条件の変更、配送、利用の停止・中止・契約解除の通知、料金の請求、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの改善・開発、商品サービスに関する電子メール・ダイレクトメール・電話・訪問などによるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内において個人情報を利用します。

2 契約者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、または契約者本人の同意を得ることを条件に、当社及び SBM の用に供しまたは第三者に提供することがあります。

3 契約者は、本サービスの運用のため、契約者の個人情報が当社と SBM との間でやりとりされることに同意するものとします。

4 契約者は本サービスの適切な運用のため、DM 又は SBM 及び運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人

情報及び ID 情報の授受を行うことに同意するものとします。

**第 61 条 (法令に規定する事項)**

本サービスの提供または利用にあたり、本約款の規定の他、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

**第 62 条 (分離条項)**

本約款のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

**第 63 条 (合意管轄)**

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第 64 条 (閲覧)**

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。第 65 条 (準拠法)

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国憲法によるものとします。

## 別紙

### 1 本サービスの種類

本サービスの種類については、以下のとおりとします。その詳細は、当社より契約者に別途交付する書面（重要事項説明）または当社が指定するホームページに掲載するものとします。

#### 2 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 当社または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 当社または第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (3) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 当社または第三者に対する嫌がらせ及びハラスメント行為
- (5) 当社、実在または架空の第三者になりすます行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含む）
- (6) 当社または第三者のウェブサイト等、本サービスにより利用し得る情報を改ざんし、または消去する行為
- (7) 自己の ID 情報を第三者と共有し、または他者が共有しうる状態に置く行為
- (8) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (9) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (10) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
- (11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (12) 当社または第三者の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (13) 当社または第三者が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
- (14) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
- (16) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (17) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (18) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (20) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (23) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (24) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
- (25) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (26) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

### 3 各クレジット会社

本サービスで利用可能なクレジット会社は以下の通りとする

- (1) 株式会社ジェーシービー（以下 J C B といいいます。）または同社の提携する会社もしくは組織が、J C B の定めるところにより国内で発行するクレジットカード
- (2) ビザ・ジャパン協会に加盟する会社または組織が、V I S A International Service Association（以下 V I S A といいいます。）の定めるところにより国内で発行するクレジットカード
- (3) オムニカード協会に加盟する会社または組織が、Master Card International Incorporated（以下マスターカードといいいます。）の定めるところにより国内で発行するクレジットカード
- (4) American Express International Incorporated（以下 A M E X といいいます。）または当社がその決済を代行

する会社もしくは組織が、AME Xの定めるところにより国内で発行するクレジットカード  
(5) Diners Club International(以下 Diners Club といいます。)または同社がその決済を代行する会社もしくは組織が、Diners Club の定めるところにより国内で発行するクレジットカード



# 料金表

## 第 1 通則

1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、本約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、本約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

4 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（お支払方法）

5 契約者は、基本利用料等を、当社指定銀行口座への口座振込、口座自動振替、クレジットカード、コンビニ払い等により、支払うものとします。ただし、契約申込者が、本契約申込時に支払う契約金、契約事務手数料等のお支払いについては、別に定めるとおり、当社指定銀行口座への口座振込、クレジットカード、コンビニ払いとします。

（端数処理）

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

7 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、本料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前に本契約の解除またはその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

8 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担します。

（前受金）

9 当社は、料金または工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（料金等の請求）

10 本サービスに係る料金その他の債務の請求については、本約款のほか、当社が別に定めるところによります。

（返送について）

11 如何なる理由であっても保管期限切れや受取拒否などの事由により返送されてきた場合には、再送の送料及び手数料をご請求させていただきます（こちらで金額訂正を行い上記お支払方法を通してご請求させていただきます。）

## 第 2 基本利用料

### 1 適用

基本利用料等の適用については、第 36 条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。  
契

### 2 料金額

#### (1) 基本利用料

料金種別	月額料金額（税抜）
データ SIM カード 3GB	1,980 円
データ SIM カード 10GB	3,980 円
データ SIM カード 50GB	5,980 円
IP電話	1,000 円

サービス提供開始月の翌月を1ヶ月目として、24ヶ月目が満了月。

満了月の翌月（更新月：25ヶ月目）から同プランに自動的に切り替わります。以後、自動移行します。

月額基本利用料は、当月分を当月末払いとします。

当社が、契約申込時に、契約者から受け取った2ヶ月分の月額基本利用料は、契約期間最終月の2ヶ月分に補填させていただきます。

ア 本サービスは、当社において、契約申込者からの契約事務手数料等の入金を確認した日から5営業日後を目安に商品を発送し、発送日の3日後を契約開始日とします。契約開始日を起算日とし、起算日を含む月末までの残り日数分の日割り額をご請求致します。日割り計算分については、当社は、その通知により、契約者に知らせるものとし、契約者は、通知を受けてから1週間以内に支払うものとします。

イ 契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者）は、あらかじめ上表の料金種別を選択します。

ウ 料金種別の変更は同種別のSIMカードのプランアップのみ可能とします、但し毎月20日締切の翌月からの適用とし、受付はYAMATO MOBILEのWEBサイトの申込フォームより弊社の定める手順にて行うものとする。

エ 契約解除月の基本利用料の日割り計算の適用はありません。

(2) オプション利用料

料金種別	月額料金額（税抜）
S！ベーシック	300 円
データ追加1GB	1,000 円

データ追加の受付はYAMATO MOBILEのWEBサイト申込ページより弊社の定める手順にて行い、適用は翌営業日とする。

(3) 機種設定料金

料金種別	料金額（税抜）
APN設定料	1台ごとに 2,000 円

(4) ユニバーサルサービス料（平成28年7月時点）

1契約ごとに月額	区分	料金額（税抜）
ユニバーサルサービス料	2	円

契約者が当社に支払う各料金の支払期日については以下に記載された支払期日一覧に準じて定めます。

ア 契約者は、本サービスの料金を、当社が別途定める場合を除き、所定のお支払方法により、当社が指定する日までに支払うものとします。

イ 月初め（1日）以外の日が契約開始日の場合、当月の月額基本利用料については日割計算した額（小数点未満切捨て）とします。但しオプション利用料、ユニバーサルサービス料は日割計算の対象外とします。

（支払期日一覧）

- ・通信機器代金

当社が申し込み内容に不備がないと確認した当日

- ・契約金、契約事務手数料

当社が申し込み内容に不備がないと確認し、支払金額と支払方法に関する通知が、契約申込者に到達した日

- ・契約当月の月額基本料金（日割り）

当社が、日割り計算で算出し、契約者に通知が到達した日

- ・契約当月のオプション料金

ご契約月の月末（土日祝の場合はその前日）

- ・契約当月の通話定額適用外分

契約月の翌月末（土日祝の場合はその前日）

- ・ご契約月の翌月が利用開始月になる場合の月額基本料金（月割り） 利用開始月の月末（土日祝の場合はその前日）

- ・ご契約月の翌月が利用開始月になる場合のオプション料金利用開始月の月末（土日祝の場合はその前日）

- ・ご契約月の翌月が利用開始月になる場合の通話定額適用外分利用開始月の翌月末（土日祝の場合はその前日）

- ・ご利用当月の月額基本料金及びオプション料金ご利用月当月の月末（土日祝の場合はその前日）

- ・ご利用当月の通話定額適用外分

ご利用月の翌月末（土日祝の場合はその前日）

解約月の月末（土日祝の場合はその前日）

### 第3 パケット通信料

#### 1 通信制限の適用

契約者が下記に該当するとき、その該当したときから該当料金月の間、当社はその通信について制限します。

- ・1の料金月において当該料金月内の契約者の通信が本契約データ通信量を超えたとき。

### 第4 手続きに関する料金

#### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第40条（手続きに関する一時金の支払義務）の規定による他、次のとおりとします。

区 分	内 容
契約事務手数料	本サービスの申込みをし、その承諾を受け、本サービスに関する契約事務を行う際の事務手数料。契約事務手数料のお支払方法は、コンビニ払いとする。
SIMカード再発行の手数料	SIMカードの紛失、盗難、破損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
SIMカード未返却損害金	本契約終了後は、契約者は、速やかにSIMカードを返却しなければならないが、本契約終了後1週間以内に、SIMカードが返却されない場合に支払いを要する料金

#### 2 料金額

区 分	料金額（税抜）
契約事務手数料	1契約ごとに5,000円
SIMカード再発行の手数料	1再発行ごとに4,000円
SIMカード未返却損害金	1つごとに3,000円

本契約申込時には、契約申込者から、当社に、契約事務手数料5,000円(税抜)、月額基本利用料2ヶ月分をお支払いいただきます。

当社は、契約申込者からの申込みを審査した後、契約申込者に対し、上記契約事務手数料等のお支払金額とお支払方法を通知します。

当社において、入金が確認できましたら、SIMカード等を発送いたします。この時に本契約申込者からお支払いいただく月額基本利用料2ヶ月分は、本契約期間最終月の2ヶ月分に補填させていただきます。

本契約が一度終了した後に（本契約の終了に関する事情は問いません。）、契約申込者が、再度、契約申込を行う場合には、新たに契約申込を行う場合と同様に、上記契約事務手数料、月額利用料金2ヶ月分をお支払いいただきます。

この規定は2020年3月16日から実施します。